男性労働者の育児休業取得率の公表について

育児・介護休業法の改正に伴い、令和７年４月から従業員数が 300 人を超える企業にも「男性労働者の育児休業等の取得状況」を年１回の公表することが義務付けられました。

この法改正に伴い、当事業団の前年度における男性労働者の育児休業等の取得状況について以下の通り公表します。

（R7 年度）

育児休業等の取得割合	
育児休業等を取得した男性労働者の数	０人
配偶者が出産した男性労働者の数	０人